



敵に塩を送る。(上杉謙信にまつわる格言)

桜と戯れるメジロ photo by 花鳥

前回の武田信玄に引き続き、宿命のライバル上杉謙信にまつわる格言です。この言葉の意味は皆さんも大体ご存知かと思います。「たとえ敵対関係にある相手であっても、その相手が苦しい立場にあるときには手を差し伸べ、助ける」ということですね。

1567年、武田信玄は13年間に及ぶ今川家（駿河国：現静岡県）との同盟を破棄、南下し、東海方面への進出を企てました。今川家当主今川氏真は、縁戚関係にあった北条氏康（相模国：現神奈川県）の協力を得て、武田家領内への「塩留め」を行ったのです。いわゆる現代で言う「経済制裁」でしょうか。武田家の領地は甲斐（山梨県）、信濃（長野県）であり、海に面していないため「塩」を得ることが出来ず領民はとて苦しんだそうです。「塩」は今も昔と変わらず食生活に欠かせないものですからね。ここで武田信玄に手を差し伸べ、武田家領内へ塩を送ったのが、その好敵手・上杉謙信だったとされています。武田信玄と度重なる「川中島の決戦」で刃を交えた上杉謙信。彼は戦国時代にあつて『義』に篤かった戦国武将と言われていいます。今川氏真は、当時最強の軍隊を有する武田信

玄と正面から戦っても勝てないと判断し、隣国と協力のおかげ、このような行為に及んだのでしょう。戦略としては当然考えられるものだと思います。しかし、篤い正義感や独特の戦争観を有する上杉謙信はこの今川家の手法を許すことができず、また、武田家領内の民の苦しみを見過ごすことができず、数々の死闘を演じたライバルである武田家に対しても、塩を送ったのでしょう。信玄は自分の死に際し、その後継者・武田勝頼に対して、次のように言ったとされています。「自分が死した後は上杉謙信を頼れ。」と。数々の死闘を通じ、お互いの実力を肌で感じ、互いにその存在に一目をおいていたことがよく分かります。

上杉謙信のこの「塩を送る」行為は、「武田信玄と戦をする」行為と、一見すると矛盾するように思いますが、そこには彼の確固とした人生観や倫理観があり、その立場に立てば矛盾はしないのでしょう。謙信が自分の「利益」や「勝ち負け」を度外視し、自分の信念を貫いて行動した結果が、「塩を送る」行為につながり、「川中島の決戦」にもつながっているのだと思います。

特集：会社法施行実務

定款の変更⑤ 株式の譲渡制限に関する規定

◆会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(平成十七年七月二十六日法律第八十七号)
(株式会社の定款の記載等に関する経過措置)

第76条第3項

旧株式会社若しくは第66条第1項後段に規定する株式会社の定款に旧商法第204条第1項ただし書の規定による定めがある場合又は施行日以後に第104条の規定により従前の例により旧商法第348条の規定による定款の変更をした場合における新株式会社の定款には、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該新株式会社の承認を要する旨の定め及び会社法第202条第3項第2号に規定する定めがあるものとみなす。

改正前商法においては、株式の譲渡制限に関する規定により、「全ての株式の譲渡を制限するか、制限しないかという二者択一」の制度でしたが、新しい会社法においては、株式の種類ごとに譲渡制限規定を設けることができる制度になりました。例えば、種類株式Aと種類株式Bを発行し、種類株式Aの内容についてだけ株式譲渡制限規定を設ける、種類株式Bは譲渡自由とする、というように定めることができます。

会社法施行前から存在する株式会社等で、株式の譲渡制限に関する規定(例:「当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を得なければならない」)を定款に定めていた株式会社においては、新会社法の制度上、「株式の内容についての特別な定め」(会社法107条)として全ての株式に譲渡制限に関する規定を定めたものとみなされます。そのまま特に何もしなければ実質は何も変わりません。制度上位置づけが変わったということになります。

では会社法になって何か変わったのか?という点ですが、以下に主な改正点を挙げます。

1. 譲渡による株式の取得についての承認をする機関は原則株主総会(取締役会設置会社においては取締役会)ですが定款でその承認機関を定めることができるようになりました。例えば、代表取締役がその承認をする、という定めも可能です。(会社法139条)
2. 一定の場合において会社が譲渡による株式の取得について承認をしたとみなすということを定款に定めることができるようになりました。例えば、「当社の株主が株式を取得する場合には承認があったものとみなす」というのもOKです。(会社法107条2項1号)
3. 譲渡の承認決定が不成立の場合の指定買取人を予め定めておくこと、また買取人を指定する機関を定めておくことができるようになりました。(会社法140条)

これによりスムーズな買取手続きが可能となりますね。

株式の譲渡制限に関する定めが株式の種類の内容の一つになり、他の内容との組み合わせによりどのような株式を発行するのか等の選択幅が増えたこととなります。

Topics～日々流れる情報をスポットでお知らせ!

【雇用】

- 2008年採用 はや争奪戦～内々定4月上旬ヤマ(3/8)
- パート・契約から正社員へ/ユニクロ2年で5000人(3/5)
- 企業の人手不足感大幅拡大/労働経済動向調査(3/2)
- 雇用保険の加入条件緩和を検討へ-合計20h/週(2/16)

【労働】

- 部下の両立支援制度利用、マネジメントに悩み/日本能率協会調査(2/8)

【年金】

- パート厚生年金 週20時間/9.8万円以上に拡大(3/7)
- 転職者の約6割が確定拠出年金の運用を放棄(3/1)
- 「基礎年金番号」漏れの年金加入記録約5,000万件(2/17)

【関連情報】

- 日本人の「平均寿命」男性78.56歳、女性85.52歳/完全生命表(3/2)
- 2006年の人口、26,885人増/人口動態統計速報(2/21)
- 社保庁廃止後の新法人は「日本年金機構」(2/20)

pick up! Report 臨検監督違反状況/合同指導会

2月21日、仙台労働基準監督署で行われた労災事故発生事業所に対する合同指導会。どのような講義・指導が行われるのか非常に関心があったため、一度出席したいと思っていたところ、機会があり参加させて頂きました。当日資料として配布された「臨検監督違反状況(平成13年から違反条文数5件以上抜粋)」を見ると、監督件数5,228件の中で指導回数の多い項目をはっきりとみてとることができます。「労働時間関係」「賃金支払・割増賃金」「就業規則作成・改訂・届出」「安全衛生」「定期健康診断の実施・結果の保存」「労働条件の明示」あたりが最も指導件数の多い分野。当事務所でも、皆様と雇用・労務管理のポイントとして確認してと思っています。(社会保険労務士 門田陽子)

編集後記:

今回の写真は目にも鮮やかな桜とメジロ。花鳥様は毎月お世話になっております、とある会社の管理部長様です。ウォーキングと写真がご趣味というご本人様より許可を頂き、今回の掲載の運びとなりました。お蔭様でニュースが大変華やかになりました。今年の写真のテーマは『日本の美』です。皆様の珠玉の一枚をぜひKadota Office.comへ! (決して写真のストックがなくなつたとか、サボろうとしているわけじゃありませんからね~笑...!) 先月号でお知らせいたしました『東北日和』の記事に対しては、たくさんの皆様にご意見・ご感想をいただきました。本当にありがとうございました。これからも皆様に信頼して業務をお任せいただけるよう、職員ともども精一杯、精進してまいります。今年には花粉・黄砂とも早い由、私も鼻がムズムズ...皆様、お大事に。

Kadota office.com 2007. 3

#発行:2007年3月10日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>